

七飯町地球温暖化対策実行計画

(七飯町の二酸化炭素削減計画)

平成29年5月

七 飯 町

目次

第1章 基本的事項	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の範囲	2
第2章 計画の目標	4
1. 温室効果ガスの総排出量に関する目標	4
(1) 温室効果ガスの総排出量の算定	4
(2) 温室効果ガスの排出削減目標	6
第3章 計画を推進する取組み	8
1. 取組内容	8
(1) 燃料使用量の削減	8
(2) 電気使用量の削減	9
(3) 水道使用量の削減	9
(4) 物品の調達及び使用方法	9
(5) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進	9
(6) その他	9
第4章 計画の推進及び点検並びに評価	10
1. 推進体制	10
2. 点検及び評価	10
3. 調査結果の公表	10

第1章 基本的事項

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

2008(平成20)年7月に北海道で開催された北海道洞爺湖サミット(第34回主要国首脳会議)においては、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも50%削減するという長期目標が示され、この目標を達成するため、世界全体で地球温暖化防止に取り組むことが必要であるとの認識で合意し、国際社会の協調により対策を進めることが極めて重要であることが、世界の国々の一人ひとりに提示されました。

これを受けて、同月には「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定され、この中で日本の長期目標として、2050年までに、温室効果ガスを現状から60~80%削減することが掲げられ、日本が低炭素社会へ移行していくための具体的な手段として、革新的技術の導入、太陽光発電や電球型蛍光灯などの既存技術の普及、排出量取引やグリーン税制、低炭素型の都市づくりなどが示されています。

2009(平成21)年9月には、国連気候変動サミットにおいて、総理大臣による「2020年までに1990(平成2)年比25%削減」の表明がなされました。

2016(平成28)年5月には、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)」が閣議決定され、その中で政府の温室効果ガスの総排出量に関する目標として、2013(平成25)年度を基準として2030年度までに40%を削減することを目標とし、中間目標としては2020年度までに10%削減することを目指すとされています。

これら国内外の動向や、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画(市町村実行計画事務事業編)の策定が市町村に義務付けられていることもあり、今後本計画に則り地球温暖化防止に向け積極的に貢献してまいります。

第1章 基本的事項

2. 計画の目的

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、七飯町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3. 計画の期間

策定年月日：2017(平成29)年5月25日

本計画の期間：2017(平成29)年度から2021年度までの5ヵ年

本計画の基準年度：2015(平成27)年度

4. 計画の範囲

この計画の対象は、町の事務及び事業であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務すべてとします。

対象とする機関は、町長部局、教育委員会、議会事務局、農業委員会とし、一部事務組合等の地方公共団体の組合が運営する事業は除きます。

対象施設等一覧

課名	内容
総務財政課	役場庁舎、七飯町地域センター、鶴野地域センター、大中山地域センター
政策推進課	大沼国際セミナーハウス(杉風館含む)
住民課	大中山出張所、大沼出張所(多目的会館含む)
環境生活課	ななえ斎苑、塵芥処理場(リサイクルセンター含む)、一般廃棄物処理場(クリーンセンター)、一般廃棄物収集委託
福祉課	さくら共同作業所、精神障がい者通所授産施設(ぼぼろ館)、健康センター(アップル温泉)、源泉ポンプ
子育て健康支援課	保健センター、大中山保育所、峠下季節保育所、旧大沼公民館、七飯駅前振興会館
商工観光課	大沼国際交流プラザ(駅前トイレ含む)
農林水産課	町営牧場、藤城地区水中ポンプ
土木課	車両センター
水道課	水源ポンプ、大沼下水浄化センター
学校教育課	小・中学校(学校プール含む)
生涯教育課	文化センター、大沼婦人会館、公民館、歴史館、地域会館
スポーツ振興課	スポーツセンター(屋内プール場含む)、大中山地域体育館、西大沼地域体育館、本町多目的グラウンド、東大沼多目的グラウンド
給食センター	学校給食センター

第2章 計画の目標

第2章 計画の目標

1. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

(1) 温室効果ガスの総排出量の算定

温室効果ガスの総排出量を算定するにあたり、2015(平成27)年度の町の事務及び事業全般を対象として、燃料や電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量、公用車等を運行する際に発生するメタンや一酸化二窒素、エアコンの使用に伴うハイドロフルオロカーボン(HFD)の排出量等を二酸化炭素に換算した値として算出し、その総和をもって温室効果ガスの総排出量を算定します。

① 燃料及び電気使用に伴い排出される二酸化炭素排出量

2015(平成27)年度における町の事務及び事業全般における燃料(ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPガス)使用量、電気使用量を調査し、排出される二酸化炭素量を把握します。

燃料及び電気使用による二酸化炭素排出量(2015(平成27)年度)

区 分	単位	使用量	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	備考
ガソリン	ℓ	34,609	80,293	
軽油	ℓ	71,620	184,778	
灯油	ℓ	256,832	639,512	
A重油	ℓ	402,700	1,091,317	
LPガス	m ³	3,051	9,153	
電気使用	Kwh	5,478,654	3,769,314	
計			5,774,367	

第2章 計画の目標

- ② 公用車の走行及びエアコン使用に伴い排出される二酸化炭素換算排出量
2015(平成27)年度における公用車の走行に伴うメタン、一酸化二窒素やエアコンの使用に伴うハイドロフルオロカーボンの排出量を調査し、これらを二酸化炭素に換算した値を把握します。

公用車走行等による二酸化炭素換算排出量

区 分		走行距離	二酸化炭素換算 排出量(kg-CO ₂)	備 考
ガ ソ リ ン	乗 用 車	161,837	1,439	
	軽 乗 用 車	242,964	1,654	
	普通貨物車	66,800	835	
	小型貨物車	11,643	95	
	軽 貨 物 車	6,859	47	
	特殊用途車	3,256	37	
軽 油	普通貨物車	49,947	227	
	小型貨物車	99	1	
	特殊用途車	168,866	1,313	
	バ ス	84,183	663	
エアコン使用車		61	872	
計			7,183	

- ③ 下水処理及び家畜飼育に伴い排出される二酸化炭素換算排出量
2015(平成27)年度における下水終末処理場や家畜飼育に伴うメタンや一酸化窒素の排出量を調査し、これらを二酸化炭素に換算した値を把握します。

下水処理量及び家畜頭数による二酸化炭素換算排出量

区 分	単位	使用量等	二酸化炭素換算 排出量(kg-CO ₂)	備 考
下水処理量 (終末処理場)	m ³	403,751	28,434	
牛(年平均)	頭	154	328,966	
馬(年平均)	頭	2	825	
飼料作物への施肥	t	109	316,375	
計			674,600	

第2章 計画の目標

④ 各種燃焼機関の使用に伴い排出される二酸化炭素換算排出量

2015(平成 27)年度におけるボイラー等の燃焼機関の使用に伴うメタンや一酸化窒素の排出量を調査し、これらを二酸化炭素に換算した値を把握します。

各種燃焼機関の使用に伴い排出される二酸化炭素換算排出量

区 分	単位	使用量等	二酸化炭素換算 排出量(kg-CO ₂)	備 考
ボイラーにおける燃料の使用 (B、C 重油)	L	6,337	1	
ディーゼル機関における燃料の 使用(A 重油)	L	1,550	30	
家庭用機器における燃料の使用 (液化石油ガス(LPG))	k g	78	1	
計			32	

(2) 温室効果ガスの排出削減目標

2015(平成 27)年度における七飯町の事務及び事業で排出された二酸化炭素の量は、6,456 t です。

2021 年度における二酸化炭素排出量を 2015(平成 27)年度の排出量と比較して約 10%削減することを目標とします。

〈目標設定において参考としたもの〉

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)

策 定 日 : 平成 28 年 5 月 13 日 (閣議決定)

計画期間 : 2016(平成 28)年度～2030 年度 2020 年度中に見直し

基準年度 : 2013(平成 25)年度

削減目標 : 2030 年度までに 40% 2020 年までに 10%

第2章 計画の目標

各項目別の二酸化炭素排出量と目標値

項目	区分	単位	使用量		二酸化炭素排出量(kg-CO ₂)		
			基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
			2015(平成27)	2021	2015(平成27)	2021	
燃料使用量	ガソリン	ℓ	34,609	31,148	80,293	72,264	
	軽油	ℓ	71,620	64,458	184,778	166,301	
	灯油	ℓ	256,832	231,149	639,512	575,561	
	A重油	ℓ	402,700	362,430	1,091,317	982,185	
	LPガス	m ³	3,051	2,746	9,153	8,238	
電気使用量		Kwh	5,478,654	4,930,788	3,769,314	3,392,382	
公用車走行量	ガソリン	乗用車	km	161,837	145,653	1,439	1,295
		軽乗用車	km	242,964	218,667	1,654	1,488
		普通貨物車	km	66,800	60,120	835	751
		小型貨物車	km	11,643	10,479	95	85
		軽貨物車	km	6,859	6,173	47	42
		特殊用途者	km	3,256	2,930	37	33
	軽油	普通貨物車	km	49,947	44,952	227	204
		小型貨物車	km	99	89	1	0
		特殊用途車	km	168,866	151,979	1,313	1,182
		バス	km	84,183	75,765	663	597
エアコン使用台数		台	61	55	872	785	
下水処理量		m ³	403,751	363,376	28,434	25,591	
牛(年平均)		頭	154	139	328,966	296,069	
馬(年平均)		頭	2	2	825	743	
飼料作物への施肥		t	109	98	316,375	284,737	
ボイラーにおける燃料使用(B,C重油)		L	6,337	5,704	1	0	
ディーゼル機関における燃料使用(A重油)		L	1,550	1,395	30	27	
家庭用機器における燃料の使用(液化石油ガス(LPG))		kg	78	71	1	0	
合 計					6,456,182	5,810,560	

第3章 計画を推進する取組み

第3章 計画を推進する取組み

1. 取組内容

七飯町の事務事業に関する環境負荷の削減に向けた取り組みを実施するに当たり、以下の事項に取り組みます。

(1) 燃料使用量の削減

- ① 冬期間の役場庁舎及び各施設の暖房については、勤務時間内は室温を 20℃ に保つこととし、適正な温度管理と利用状況に応じた管理を行います。
- ② クールビズ及びウォームビズを推進します。
- ③ 公用車の運行時に、急発進及び急加速は行いません。
- ④ 公用車から離れるときは、必ずエンジンを止め、必要以上のアイドリングは控えます。
- ⑤ 公用車を更新する場合は、低燃費・低公害車の導入を図るとともに、ハイブリッドカーの導入に関しても積極的に推進します。
- ⑥ 公用車のタイヤ空気圧を適正に保つとともに、車内に不要な荷物を積載しないよう心がけます。
- ⑦ 公用車のオイル交換等の整備は、適正な時期に行い、常に燃費の向上について意識を高めます。
- ⑧ 公共施設の暖房設備等において、林地未利用材を活用した木質バイオマスボイラーの導入・普及を推進し、二酸化炭素の排出量を削減します。

(2) 電気使用量の削減

- ① 昼の休憩時間や時間外勤務時等においては、不必要箇所を消灯します。
- ② 利用者のない箇所や部屋においては、消灯します。
- ③ 退庁時には周辺の電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ④ OA 機器等の使用時は必要のない場合は、その電源を切ります。
- ⑤ 待機電力の消費を最小限に抑え、必要に応じて電化製品のコンセントプラグを抜きます。
- ⑥ 夏期間の役場庁舎及び各施設の冷房については、設定温度を 28℃ とし、適正な温度管理と利用状況に応じた管理を行います。
- ⑦ 日常的に節電の励行に努めます。
- ⑧ LED 照明の導入を推進します。

第3章 計画を推進する取組み

(3) 水道使用量の削減

- ① 節水型機器の導入について検討します。
- ② 日常的に節水の励行に努めます。

(4) 物品の調達及び使用方法

- ① 物品を調達する場合は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないもの購入に努めます。
- ② 用紙類は、原則として古紙パルプ 100%、白色度は概ね 70%前後の物品を調達し、両面印刷及び裏面コピーを徹底し、用紙使用の削減に努めます。
- ③ 事務用品は、詰替えやリサイクルが可能な製品の調達に努め、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)適合品、エコマークやグリーンマークの対象製品の調達に努めます。
- ④ その他の物品の調達については、簡易包装された製品を選択するよう努めます。

(5) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進

- ① 普段の事務作業において、ミスコピーをなくす、会議資料をデジタル化して紙の使用を抑える、メモ用紙は片面使用済み用紙を使用するなどして、できる限り廃棄物の量を減らすよう努めます。
- ② 再利用できる消耗品等は、積極的に再利用します。
- ③ シュレッダーの使用は機密文書に限定し、必要最低限にします。
- ④ 廃棄物の分別を徹底し、廃棄物の資源化に努めます。
- ⑤ OA 機器等の使用済みトナーカートリッジは、機種ごとの分別を徹底し、リサイクルするよう努めます。

(6) その他

- ① 庁舎内での連絡事項や地球温暖化防止に係る情報等については、庁内 LAN を活用し物理的な資源の使用を抑えます。

第4章 計画の推進及び点検並びに評価

1. 推進体制

この計画の全体的な取り組みを推進するため、温室効果ガスの排出抑制について推進及び調査するための委員会を設置します。

- (1) 委員会の名称は七飯町温室効果ガス排出抑制推進委員会(以下「委員会」という。)とします。
- (2) 委員会は、委員長を町長とし、副委員長を副町長及び教育長とし、委員は各部課長をもって充てることとします。
- (3) 委員会の庶務を処理するため、事務局を民生部環境生活課自然環境係に置きます。事務局は、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な推進体制の管理を行います。

2. 点検及び評価

事務局は、各課の担当者を通じ、定期的に電気使用量や燃料使用量等の調査を行い、委員会に報告し、委員会で点検及び評価を行います。

3. 調査結果の公表

計画の進捗状況及び点検評価結果は、町ホームページにより公表します。